

タブレット型コンピュータの貸出希望調査のプリント【タブレット貸出調査（1, 2年生）】【タブレット貸出調査（3年生）】を7月22日配布しました。

京都市では再度の休校等を想定し、オンラインで家庭と学校の連携をすすめるため、タブレット型コンピュータの貸出しを予定しています。配布したプリントをお読みいただき、7月29日（水）までに「貸出希望書」をご提出ください

### タブレット型コンピュータの貸出調査 Q&A

**Q1 小学1年生と、3年生、中学1年生の子どもを持つ家庭は、どうなるのか？**

A1 インターネット環境のない場合、又はインターネット環境はあるが、子どもが使用できる端末が1台もない場合は、各家庭に端末1台を貸し出します。したがって、小学校1～5年と中学1・2年で兄弟姉妹がいる場合も、貸し出す端末は計1台となります。

**Q2 子どもが使用できる端末が1台あっても、小学6年生と中学3年生は貸し出すのか？また、それら当該児童の他、兄弟姉妹がいる場合はどうなるのか？**

A2 最終学年となる小学6年生と中学3年生については、端末の所有状況にかかわらず、全員に端末の貸出を行います。

なお、インターネット環境のない場合は、インターネット環境がなくともインターネットに接続できる端末（LTE 対応モデル）を貸し出します。

また、小学校1～5年と中学1・2年の兄弟姉妹がおられる場合、利用できる端末をお持ちであれば、小学6年生・中学3年生を除く子どもについては、今年度はお持ちの端末を利用させていただきます。

**Q3 小学生と中学生の子どもがいる場合は、本調査の回答は小学校・中学校どちらに提出すればよいのか？**

A3 小学6年生と中学3年生については、全児童生徒分、当該学校に貸出希望票②を提出してください。

その他の学年については、インターネット環境のない家庭、あるいはインターネット環境はあるが、子どもが使用できる端末が1台もない場合は、計1台を貸し出しますが、兄弟姉妹がいる場合の端末貸出の貸出希望票

①の提出先は、最年長の子どもが在籍する学校となります。

(例) 子どもが使用できる端末が 1 台もない家庭で、小 3, 小 5, 中 2, 中 3 の子どもがいる場合は、中 2 は貸出希望票①を、中 3 は貸出希望票②を提出

Q4 A3の例示のように、小学校(3 年・5 年)と中学校(2 年)にまたがって端末を貸し出す場合、中学校へ貸出希望票①を提出することになるため、小学校では希望の有無を把握できないのでは?

A4 例示の場合、貸出希望票①を中学校へ提出することになり、小学校では把握できないため、別紙 1 の連絡票等を活用し、8 月中に小学校へ情報提供を学校で行います。また、兄弟姉妹が総合支援学校に在籍されている場合も同様に相互間で情報共有を行います。